

第9回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和7年9月3日(水)
開会 15時00分
閉会 15時26分
2. 場 所 伊万里市役所 大会議室
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	渕上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 3番 岩橋 重幸

9番 渕上 幸雄

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	土井 清隆	農地係長	末吉 亜紀
書記	池田 晃樹	書記	仲尾 鴻佑

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第37号	伊万里市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第38号	農地法第5条の申請について
議案第39号	農地法第3条の申請について
議案第40号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について

8. 報告事項

報告第27号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
--------	-------------------------------

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第9回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は3番 岩橋 重幸委員、9番 淵上 幸雄委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。 議案第37号 伊万里市農地利用最適化推進委員の委嘱 について 1件 議案第38号 農地法第5条の申請について 2件 議案第39号 農地法第3条の申請について 2件 議案第40号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について 11件</p> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第27号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について 1件</p> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第37号 伊万里市農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局から 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第37号 伊万里市農地利用最適化推進委員の委嘱についてご説明しま す。 議案の1ページをご覧ください。 中央区域の推進委員の欠員1名の候補者について、6月16日から7月11日 までの間、公募を行い、1名の推薦がありました。 推薦があった者については、8月の定例農業委員会に諮り、推進委員として選 定されたところです。</p> <p>詳細につきましては、議案1ページをご確認ください。</p> <p>推進委員の委嘱は、伊万里市農業委員会が行うこととなっておりますので、今 回、承認をいただくため、議案として上程しております。 任期は、農業委員会が委嘱する日からとなっており、本日令和7年9月3日か ら令和8年7月19日までになります。</p> <p>議案第37号 伊万里市農地利用最適化推進委員の委嘱についての説明は以上 です。</p>
議長	<p>ただいま説明がありました候補者について、内容を確認していただき、伊万里 市農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、ご意見、ご質問はござい ませんか。</p>

議長	<p><なし></p> <p>特に無いようですので、推進委員として委嘱することを決定します。</p>
議長	<p>続きまして、議案第38号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第38号 20番についてご説明します。 議案は2ページになります。 図面は1ページから3ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が宅地の拡張をするための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇頃から門扉及び住宅への進入路として利用していたとして始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、21番になります。 図面は4ページから9ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅として使用するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。 議案第38号 については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは20番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現況は宅地、台帳が畑となっており、畑を駐車場と自宅への入口とするための申請となっています。以前より駐車場および自宅への入口として利用されており、始末書添付での申請です。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>20番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、21番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>一般住宅とするための申請です。現地を見て、排水関係もちょうんと整備されていると思いましたので、承諾しました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>21番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請2件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付し、県へ進達します。</p>

議長	<p>続きまして、議案第39号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号 2件について御説明いたします。</p> <p>議案は3ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第39号 については以上2件です。</p>
議長	<p>議案第39号 について議案の3ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし> 特に無いようですので、議案第39号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第40号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第40号 農地中間管理事業について御説明します。</p> <p>議案の4ページから6ページに農用地利用集積等促進計画を、7ページから15ページに明細書を掲げております。 借受人が10名、貸付人が10名で、面積は田が51,896㎡、畑が35,680㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第40号 農地中間管理事業については以上11件です。</p>
議長	<p>議案第40号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第40号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] については申し出のとおりで、決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。 報告第27号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>貸人と借人の住所が同じということは、親子ですか。</p>

事務局	親子間での貸借になります。
議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第40号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕については申し出のとおり、決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第27号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第27号 について御説明いたします。</p> <p>議案は、16ページになります。</p> <p>1番については農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が死亡し相続人不明により、非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第27号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第27号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第9回農業委員会会議を閉会します。</p>

